

2.管理コード	3.規制の特例事項名	4.措置の分類	5.措置の内容	6.措置の概要(対応策)	9.その他	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区室からの再検討要請	12.「措置の分類」の見直し	13.「措置の内容」の見直し	14.各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区室からの再検討要請	16.「措置の分類」の見直し	17.「措置の内容」の見直し	18.各省庁からの再検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
070010	随意契約により国有特許を譲渡ができる企業の範囲の拡大	D-1	-	契約の性質又は目的が競争を許さない場合には、現行制度においても随意契約が可能である。		提案の主旨は、「密接に関連する分野で特許等を既に所有している企業については、随意契約が可能とされており、特区内において特定事業に関する研究開発を行う企業に対して、特許等を有していても関連する国有特許の譲渡を同様に扱うこと」を要望しており、この点を踏まえ実現可能か回答されたい。	D-1	-	例えば、国の単独で所有する特許に対して密接に関連する特許又は技術を有する者が特定の者に限られるなど「契約の性質又は目的が競争を許さない」場合には、現行制度においても随意契約は可能であり、提案内容がこのようなケースに合致する場合には随意契約が可能と考える。				1017020	山形県(6000)	超精密技術集積特区	随意契約により国有特許を譲渡ができる企業の範囲の拡大	
070020	入札資格認定制度の統一化	D-1	-	ご要望の点については、会計法令上なんらの規制はない。									2074010	有限会社ホームドクター ジャンケン(50020)	建設・保守工事に関わる 工事競走参加資格制度の 1元化	入札資格認定制度の統一化	
070030	補助金活用施設の処分の自由化	C	-	補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が、国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために支出されているものであることに鑑み、補助事業者が補助金により取得された財産を補助目的どおりに使用し、補助目的の達成が図られるよう、取付けられているものである。 したがって、補助事業者である地方公共団体のみを判断をもって補助目的外の処分を認めることは適当ではない。 なお、補助金等適正化法及び同施行令上、補助金により取得された財産であっても、耐用年数等を勘案して各省各庁の長が定める期間が経過した場合には自由に処分できることとされているほか、当該財産取得後の事情の変遷等により資産の効率的利用の見地等から合理性がある場合には、各省各庁の長の承認を受けることにより、補助目的外に転用することも可能とされているところである。										2215120	志木市(11228)	地方自治解放特区	補助金活用施設の処分の自由化
070040	学校を設置するNPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置	F	-	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		提案は、新規参入したNPO立学校について既存の私立学校と同等の税制を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の財政措置を求めるもの」とは異なるため、この点を踏まえ、検討し回答されたい。	F	-	寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象については、例えば、NPO法人の行う事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の観点から検討すべき事柄である。 提案は、NPO法人のうち、特区において学校を設置するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講じるものであり、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。			提案者の意見では、「NPO法人学校は、公立学校や私立学校と同様に公教育を担う学校として認められたものであるから、当然それらと同等の措置がとられてしかるべきである」とあり、この点を踏まえ回答されたい。	2017140	横浜にシュタイナー学園をつくる会(50110)	NPO立学校及び特区私立学校特区	NPO立学校に対する、私立学校同等の税制上の優遇措置	
070040	学校を設置するNPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置	F	-	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		提案は、新規参入したNPO立学校について既存の私立学校と同等の税制を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の財政措置を求めるもの」とは異なるため、この点を踏まえ、検討し回答されたい。	F	-	寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象については、例えば、NPO法人の行う事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の観点から検討すべき事柄である。 提案は、NPO法人のうち、特区において学校を設置するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講じるものであり、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。			提案者の意見では、「NPO法人学校は、公立学校や私立学校と同様に公教育を担う学校として認められたものであるから、当然それらと同等の措置がとられてしかるべきである」とあり、この点を踏まえ回答されたい。	2213090	NPO法人東京シュタイナーシュール(50080)	NPO法人立シュタイナー学校設置計画	学校設置NPO法人に対する寄附金の控除	
070040	学校を設置するNPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置	F	-	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		提案は、新規参入したNPO立学校について既存の私立学校と同等の税制を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の財政措置を求めるもの」とは異なるため、この点を踏まえ、検討し回答されたい。	F	-	寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象については、例えば、NPO法人の行う事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の観点から検討すべき事柄である。 提案は、NPO法人のうち、特区において学校を設置するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講じるものであり、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。			提案者の意見では、「NPO法人学校は、公立学校や私立学校と同様に公教育を担う学校として認められたものであるから、当然それらと同等の措置がとられてしかるべきである」とあり、この点を踏まえ回答されたい。	2085040	NPO法人大阪に新しい学校を創る会(50080)	みのおパイロットスクール特区	公益法人等への寄附金の税制優遇措置の適用の拡大	
070040	学校を設置するNPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置	F	-	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		提案は、新規参入したNPO立学校について既存の私立学校と同等の税制を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の財政措置を求めるもの」とは異なるため、この点を踏まえ、検討し回答されたい。	F	-	寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象については、例えば、NPO法人の行う事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の観点から検討すべき事柄である。 提案は、NPO法人のうち、特区において学校を設置するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講じるものであり、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。			提案者の意見では、「NPO法人学校は、公立学校や私立学校と同様に公教育を担う学校として認められたものであるから、当然それらと同等の措置がとられてしかるべきである」とあり、この点を踏まえ回答されたい。	2161070	大阪チャータースクール研究会(50110)	幼保・小・中一貫子育て支援付きタイムリーカリキュラムスクール特区	NPO法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大	

2.管理コード	3.規制の特例事項名	4.措置の分類	5.措置の内容	6.措置の概要(対応策)	9.その他	11.各府県からの回答に対する構造改革特区からの再検討要請	12.「措置の分類」の見直し	13.「措置の内容」の見直し	14.各府県からの再検討要請に対する回答	15.各府県からの回答に対する構造改革特区からの再々検討要請	16.「措置の分類」の見直し	17.「措置の内容」の見直し	18.各府県からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
070040	学校を設置するNPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置	F	-	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		提案は、新規参入したNPO立学校について既存の私立学校と同等の税制を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の税制措置を求めるもの」とは異なるため、この点を踏まえ、検討し回答されたい。	F		寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象については、例えば、NPO法人の行う事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の観点から検討すべき事柄である。提案は、NPO法人のうち、特区において学校を設置するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講じるものであり、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。	提案者の意見では、「NPO法人学校は、公立学校や私立学校と同様に公教育を担う学校として認められたものであるから、当然それらと同等の措置がとられてしかるべきである」とあり、この点を踏まえ回答されたい。	F		2137070	もう一つの学校を作る会(50010)	京都府公設民営学校特区	NPO法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大	
070040	学校を設置するNPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置	F	-	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		提案は、新規参入したNPO立学校について既存の私立学校と同等の税制を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の税制措置を求めるもの」とは異なるため、この点を踏まえ、検討し回答されたい。	F		寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象については、例えば、NPO法人の行う事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の観点から検討すべき事柄である。提案は、NPO法人のうち、特区において学校を設置するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講じるものであり、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。	提案者の意見では、「NPO法人学校は、公立学校や私立学校と同様に公教育を担う学校として認められたものであるから、当然それらと同等の措置がとられてしかるべきである」とあり、この点を踏まえ回答されたい。	F		2150070	大阪吹田チャーターズスクール研究会(50110)	幼保・小・中一貫子育て支援付きタイムリーカリキュラムスクール特区	NPO法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大	
070040	学校を設置するNPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置	F	-	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		提案は、新規参入したNPO立学校について既存の私立学校と同等の税制を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の税制措置を求めるもの」とは異なるため、この点を踏まえ、検討し回答されたい。	F		寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象については、例えば、NPO法人の行う事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の観点から検討すべき事柄である。提案は、NPO法人のうち、特区において学校を設置するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講じるものであり、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。	提案者の意見では、「NPO法人学校は、公立学校や私立学校と同様に公教育を担う学校として認められたものであるから、当然それらと同等の措置がとられてしかるべきである」とあり、この点を踏まえ回答されたい。	F		2184070	全国チャーターズスクール研究会(50110)	東京バイリンガル・スクール特区	NPO法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大	
070040	学校を設置するNPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置	F	-	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		提案は、新規参入したNPO立学校について既存の私立学校と同等の税制を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の税制措置を求めるもの」とは異なるため、この点を踏まえ、検討し回答されたい。	F		寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象については、例えば、NPO法人の行う事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の観点から検討すべき事柄である。提案は、NPO法人のうち、特区において学校を設置するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講じるものであり、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。	提案者の意見では、「NPO法人学校は、公立学校や私立学校と同様に公教育を担う学校として認められたものであるから、当然それらと同等の措置がとられてしかるべきである」とあり、この点を踏まえ回答されたい。	F		2185070	神戸チャーターズスクール研究会(50110)	神戸バイリンガル・スクール特区	NPO法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大	
070040	学校を設置するNPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置	F	-	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		提案は、新規参入したNPO立学校について既存の私立学校と同等の税制を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の税制措置を求めるもの」とは異なるため、この点を踏まえ、検討し回答されたい。	F		寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象については、例えば、NPO法人の行う事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の観点から検討すべき事柄である。提案は、NPO法人のうち、特区において学校を設置するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講じるものであり、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。	提案者の意見では、「NPO法人学校は、公立学校や私立学校と同様に公教育を担う学校として認められたものであるから、当然それらと同等の措置がとられてしかるべきである」とあり、この点を踏まえ回答されたい。	F		2186080	福岡チャーターズスクール研究会(50110)	福岡個性化教育学校特区	NPO法人立学校に対する税制上の優遇措置の拡大	
070040	学校を設置するNPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置	F	-	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		提案は、新規参入したNPO立学校について既存の私立学校と同等の税制を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の税制措置を求めるもの」とは異なるため、この点を踏まえ、検討し回答されたい。	F		寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象については、例えば、NPO法人の行う事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の観点から検討すべき事柄である。提案は、NPO法人のうち、特区において学校を設置するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講じるものであり、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。	提案者の意見では、「NPO法人学校は、公立学校や私立学校と同様に公教育を担う学校として認められたものであるから、当然それらと同等の措置がとられてしかるべきである」とあり、この点を踏まえ回答されたい。	F		2213110	NPO法人東京シュタイナーシューレ(50080)	NPO法人立シュタイナー学校設置計画	特区においてNPO法人の設置する学校に対し、認定NPOと同等の優遇措置を講じる特例	
070040	学校を設置するNPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置	F	-	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		提案は、新規参入したNPO立学校について既存の私立学校と同等の税制を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の税制措置を求めるもの」とは異なるため、この点を踏まえ、検討し回答されたい。	F		寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象については、例えば、NPO法人の行う事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の観点から検討すべき事柄である。提案は、NPO法人のうち、特区において学校を設置するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講じるものであり、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。	提案者の意見では、「NPO法人学校は、公立学校や私立学校と同様に公教育を担う学校として認められたものであるから、当然それらと同等の措置がとられてしかるべきである」とあり、この点を踏まえ回答されたい。	F		2017150	横浜にシュタイナー学園をつくる会(50110)	NPO立学校及び特区私立学校特区	NPO立学校に対する、認定NPO同等の優遇措置	
070040	学校を設置するNPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置	F	-	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		提案は、新規参入したNPO立学校について既存の私立学校と同等の税制を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の税制措置を求めるもの」とは異なるため、この点を踏まえ、検討し回答されたい。	F		寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象については、例えば、NPO法人の行う事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の観点から検討すべき事柄である。提案は、NPO法人のうち、特区において学校を設置するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講じるものであり、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。	提案者の意見では、「NPO法人学校は、公立学校や私立学校と同様に公教育を担う学校として認められたものであるから、当然それらと同等の措置がとられてしかるべきである」とあり、この点を踏まえ回答されたい。	F		2100080	こんな学校にしたい会(50110)	子どもの権利条約に基づく自律・自学・自治の学校	認定NPO法人の条件緩和	

2管理コード	3規制の特例事項名	4措置の分類	5措置の内容	6措置の概要(対応策)	9その他	11各省庁からの回答に対する構造改革特区室からの再検討要請	12「措置の分類」の見直し	13「措置の内容」の見直し	14各省庁からの再検討要請に対する回答	15各省庁からの回答に対する構造改革特区室からの再々検討要請	16「措置の分類」の見直し	17「措置の内容」の見直し	18各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
070040	学校を設置するNPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置	F	-	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。										2137060	もう一つの学校を作る会(50010)	京都府公設民営学校特区	認定NPO法人の条件緩和
070040	学校を設置するNPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置	F	-	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。										2150060	大阪吹田チャータースクール研究会(50110)	幼保・小・中一貫子育て支援付きタイムリーカリキュラムスクール特区	認定NPO法人の条件緩和
070040	学校を設置するNPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置	F	-	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。										2161060	大阪チャータースクール研究会(50110)	幼保・小・中一貫子育て支援付きタイムリーカリキュラムスクール特区	認定NPO法人の条件緩和
070040	学校を設置するNPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置	F	-	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。										2184060	全国チャーター・スクール研究会(50110)	東京バイリンガル・スクール特区	認定NPO法人の条件緩和
070040	学校を設置するNPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置	F	-	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。										2185060	神戸チャーター・スクール研究会(50110)	神戸バイリンガル・スクール特区	認定NPO法人の条件緩和
070040	学校を設置するNPO法人への寄附金に対する税制上の優遇措置	F	-	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。										2186070	福岡チャーター・スクール研究会(50110)	福岡個性化教育学校特区	認定NPO法人の条件緩和
070050	学校を設置する地方独立行政法人への寄附金に対する税制上の優遇措置	F	-	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。		提案は、新規参入した地方独立行政法人が管理する学校について既存の私立学校と同等の税制を整備し、競争条件の確保を求めるものであり、「単に従来型の税財政措置を求めるもの」とは異なるため、この点を踏まえ、検討し回答されたい。	F		寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象については、例えば、地方独立行政法人の行う事業内容のみならず、法人制度等も考慮して、税制上の観点から検討すべき事柄である。提案は、 <b>地方独立行政法人</b> のうち、特区において学校を設置するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講じるものであり、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。		F	寄附金控除等の税制上の優遇措置の対象範囲については、学校を管理・運営するという地方独立行政法人の行う事業内容のみならず、法人制度の趣旨も考慮して、税制上の観点から検討すべき事柄である。提案は、地方独立行政法人のうち、特区において学校を設置するものに限って、新たな税制上の優遇措置を講じるものであり、「従来型の財政措置を講じない」とする「構造改革特区推進のための基本方針」に鑑み、検討要請の対象とはなり得ない。	2125070	杉並区(13115)	教育改革特区(新しいタイプの学校)の創設	地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする	
070060	ワンストップ・サービス	C	-	税理士法においては、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図るため、税務に関する専門家としての能力・識見を有する者に対して税理士の資格を与え、その者に税務書類の作成等の税理士業務を独占的に行わせているところである。 このような税理士法の趣旨に鑑みれば、税理士業務を行う能力的担保等のない者が税理士業務を行うことを認めることは、国民に不測の損害を与えかねず、相当ではない。 なお、NPO法人の設立に当たって、市等の責任において、税務署へ提出する各種届出等についての一般的な相談及び税務署への提出については、現状においても税理士法上の問題はない。		市の業務として実施可能な範囲について、具体的に示されたい。この場合について、提案者が要望している事項「官署への届出の代行や書類作成時のNPOへの助言」について、実現可能か検討し回答されたい。	C		再検討要請において問われている高槻市が市の責任において実施可能な業務の範囲は、以下のとおりである。 ・所轄の税務署への税務書類の届出を代行することは可能。 ・法律等により提出が必要な書類の指示や書類の書き方についての指示といった一般的な助言(相談)を行うことまでは可能。			2030020	高槻市(27207)	高槻NPO特区	ワンストップ・サービス		

2.管理コード	3.規制の特例事項名	4.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11.各府庁からの回答に対する構造改革特区区域からの再検討要請	12.「措置」の分類の見直し	13.「措置」の内容の見直し	14.各府庁からの再検討要請に対する回答	15.各府庁からの回答に対する構造改革特区区域からの再検討要請	16.「措置」の分類の見直し	17.「措置」の内容の見直し	18.各府庁からの再検討要請に対する回答	規制特例決定事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
070070	酒類に係る酒税の税率の特例	F	-	構造改革特区推進のための基本方針(14年9月20日構造改革特区推進本部決定)において「従来型の財政措置を講じない」とされているところであり、当該要望は税制上の措置にあるため、検討要請事項の対象とはなり得ない。			F	-	濁酒(酒税法上は、その他の雑酒に該当)の税率は、アルコール分に応じて税率を加減算することとされている。濁酒のアルコール分は、その製法等によって様々であると考えられ、提案にあるような「標準的なアルコール分による税率」を設定することはそもそも困難である。 また、仮に「標準的なアルコール分による税率」をすべての濁酒に一律に適用することすれば、そのアルコール分を超えるアルコール分を有する濁酒に対しては、税の減免を行うこととなることから、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。	アルコール度数の計測について小規模経営者の実態に応じた、簡易な方法で正確に計測できる方法について、検討し回答されたい。	F	-	アルコール度数の計測については様々な方法や計測機器があるが、国税庁では簡易で正確に計測できる方法を示しているところである。当該方法以外の計測方法も可能であり、そうした場合には税務署等に相談されたい。 なお、「標準的なアルコール分による税率」をすべての濁酒に一律に適用したいという提案については、標準的なアルコール分を超えるアルコール分を有する濁酒については税の減免を行うこととなることから、従来型の財政措置に該当し、検討要請の対象とはなり得ない。	2073010	遠野市(3208)	「日本のふるさと再生」特区	酒類の製造免許の要件の緩和(申告納税の簡素化)
070080	通信販売酒類小売免許により販売できる酒類の範囲の規制	D-1	-	酒類製造者がその免許を受けた製造場においてする酒類(製造免許を受けた酒類と同一の種類・品目の酒類に限る。)の販売先については、現行制度においても酒類販売免許を受ける必要はない。 (注)この場合、通信販売する酒類の範囲についての制限はない。			D-1	-	提案主体の意見では「公的機関が通信販売を行う場合、通常の通信販売業者の場合、複数の製造場を持つ酒類製造者が一括して通信販売を行う場合」についても実施したいとしているので、この点を踏まえ再度検討し回答されたい。	D-1	-	○ 公的機関が通信販売を行う場合 公的機関のホームページ上に各酒類製造者のホームページへのリンク先を貼り付け、当該酒類製造者が自己のホームページ上で酒類を購入しようとする者に対して直接販売する場合(当該酒類製造者がその免許を受けた製造場においてする酒類の販売に限る。))は、酒類販売免許を受ける必要はない。この場合、通信販売する酒類の範囲についての制限はない。 ○ 小売業者が通信販売を行う場合 酒類小売業者が通信販売を行う場合は、その酒類小売業者が受けている酒類販売免許の条件の範囲内で行うことができる。(注)例えば、酒類の販売方法について小売に限る旨の条件のみが付された酒類販売免許を受けている酒類小売業者が酒類の通信販売を行う場合は、販売する酒類の範囲についての制限はない。 ○ 複数の製造場を持つ酒類製造者が一括して通信販売を行う場合 酒類製造者がその免許を受けた製造場においてする酒類(製造免許を受けた酒類と同一の種類・品目の酒類に限る。)の販売先については、酒類販売免許を受ける必要はない。この場合、通信販売する酒類の範囲についての制限はない。	2089010	宮崎県	みやざきe-焼酎特区	通信販売酒類小売免許により販売できる酒類の範囲の規制	
070090	酒類の製造免許の要件の緩和(ワイン)	D-1	-	特区内の農家が生産した、又は特区内で生産された農産物を用いて酒類を製造し、これを農家民宿等で提供・販売したいということであり、当該特区内の農産物を集約し既存の酒類製造業者に製造を委託すれば、現行法上、特に制約はない。 なお、本年6月の特区法改正により、特定農業者が製造する酒類に限り製造免許要件の特例を設けたところであるが、ワイン、しょうちゅうなどについては、既に各地域で製造されており、製造委託も容易であること等から、特例の対象とされなかったところである。			D-1	-	特区内の農家が生産した、又は特区内で生産された農産物を用いて酒類を製造し、これを農家民宿等で提供・販売したいという要望については、本年6月の特区法改正により、特定農業者が製造する酒類に限定した上で、製造免許要件の特例を設けたところである。 ワイン、しょうちゅうなどについては、既に各地域で製造されており、製造委託も容易であること等から、特例の対象とされていないものである。 ワイン等については、現行法上、特に制約はない。	提案主体の意見では、「少量の製造委託はコスト的に困難、集約すると原料が混ざり自家ワインにはならない、濁酒が認められ、なぜワインが認められないのか」とあるが、この点を踏まえ再度検討し、回答されたい。	D-1	-	特区内の農家が生産した、又は特区内で生産された農産物を用いて製造した酒類を農家民宿等で提供することについては、当該酒類の製造を既存の酒類製造業者に委託することすれば、現行法上、特に制約はない。 しかし、濁酒については、既存の製造業者が少なく、製造委託が困難であると考えられたこと等から、本年6月の特区法改正により、特定農業者が製造する酒類に限定した上で、製造免許要件の特例を設けたところである。 一方、ワインについては、既に各地域で製造されており、製造委託が容易であること等から、特例の対象とされていないものである。 なお、ワインの製造委託に関しては、日本ワイナリー協会において、受託可能な製造者の紹介を行う体制を整えているので、積極的にご相談されたい。	2110010	岡山県(33000)	ファームワイナリー特区	酒類の製造免許の要件の緩和
070090	酒類の製造免許の要件の緩和(ワイン)	D-1	-	特区内の農家が生産した、又は特区内で生産された農産物を用いて酒類を製造し、これを農家民宿等で提供・販売したいということであり、当該特区内の農産物を集約し既存の酒類製造業者に製造を委託すれば、現行法上、特に制約はない。 なお、本年6月の特区法改正により、特定農業者が製造する酒類に限り製造免許要件の特例を設けたところであるが、ワイン、しょうちゅうなどについては、既に各地域で製造されており、製造委託も容易であること等から、特例の対象とされなかったところである。			D-1	-	特区内の農家が生産した、又は特区内で生産された農産物を用いて酒類を製造し、これを農家民宿等で提供・販売したいという要望については、本年6月の特区法改正により、特定農業者が製造する酒類に限定した上で、製造免許要件の特例を設けたところである。 ワイン、しょうちゅうなどについては、既に各地域で製造されており、製造委託も容易であること等から、特例の対象とされていないものである。 ワイン等については、現行法上、特に制約はない。	提案主体の意見では、「少量の製造委託はコスト的に困難、集約すると原料が混ざり自家ワインにはならない、濁酒が認められ、なぜワインが認められないのか」とあるが、この点を踏まえ再度検討し、回答されたい。	D-1	-	特区内の農家が生産した、又は特区内で生産された農産物を用いて製造した酒類を農家民宿等で提供することについては、当該酒類の製造を既存の酒類製造業者に委託することすれば、現行法上、特に制約はない。 しかし、濁酒については、既存の製造業者が少なく、製造委託が困難であると考えられたこと等から、本年6月の特区法改正により、特定農業者が製造する酒類に限定した上で、製造免許要件の特例を設けたところである。 一方、ワインについては、既に各地域で製造されており、製造委託が容易であること等から、特例の対象とされていないものである。 なお、ワインの製造委託に関しては、日本ワイナリー協会において、受託可能な製造者の紹介を行う体制を整えているので、積極的にご相談されたい。	2035010	勝沼町(19304)	勝沼町どうらワイン交流特区	農地法、酒税法等の規制緩和による勝沼町どうらワイン交流特区
070090	酒類の製造免許の要件の緩和(ワイン)	D-1	-	特区内の農家が生産した、又は特区内で生産された農産物を用いて酒類を製造し、これを農家民宿等で提供・販売したいということであり、当該特区内の農産物を集約し既存の酒類製造業者に製造を委託すれば、現行法上、特に制約はない。 なお、本年6月の特区法改正により、特定農業者が製造する酒類に限り製造免許要件の特例を設けたところであるが、ワイン、しょうちゅうなどについては、既に各地域で製造されており、製造委託も容易であること等から、特例の対象とされなかったところである。			D-1	-	特区内の農家が生産した、又は特区内で生産された農産物を用いて酒類を製造し、これを農家民宿等で提供・販売したいという要望については、本年6月の特区法改正により、特定農業者が製造する酒類に限定した上で、製造免許要件の特例を設けたところである。 ワイン、しょうちゅうなどについては、既に各地域で製造されており、製造委託も容易であること等から、特例の対象とされていないものである。 ワイン等については、現行法上、特に制約はない。	提案主体の意見では、「少量の製造委託はコスト的に困難、集約すると原料が混ざり自家ワインにはならない、濁酒が認められ、なぜワインが認められないのか」とあるが、この点を踏まえ再度検討し、回答されたい。	D-1	-	特区内の農家が生産した、又は特区内で生産された農産物を用いて製造した酒類を農家民宿等で提供することについては、当該酒類の製造を既存の酒類製造業者に委託することすれば、現行法上、特に制約はない。 しかし、濁酒については、既存の製造業者が少なく、製造委託が困難であると考えられたこと等から、本年6月の特区法改正により、特定農業者が製造する酒類に限定した上で、製造免許要件の特例を設けたところである。 一方、ワインについては、既に各地域で製造されており、製造委託が容易であること等から、特例の対象とされていないものである。 なお、ワインの製造委託に関しては、日本ワイナリー協会において、受託可能な製造者の紹介を行う体制を整えているので、積極的にご相談されたい。	2199011	大分県(44000)、安心院町(44522)、安心院町グリーンツーリズム推進協議会(50200)、安心院町グリーンツーリズム研究会(50110)	ハウスワイン(自家製果実酒)特区	自家製ワインの製造を認め、製造数量の制限をなくすこと。
070100	酒類の製造免許の要件の緩和(金品目)	D-1	-	特区内の農家が生産した、又は特区内で生産された農産物を用いて酒類を製造し、これを農家民宿等で提供・販売したいということであり、当該特区内の農産物を集約し既存の酒類製造業者に製造を委託すれば、現行法上、特に制約はない。 なお、本年6月の特区法改正により、特定農業者が製造する酒類に限り製造免許要件の特例を設けたところであるが、ワイン、しょうちゅうなどについては、既に各地域で製造されており、製造委託も容易であること等から、特例の対象とされなかったところである。			D-1	-	特区内の農家が生産した、又は特区内で生産された農産物を用いて酒類を製造し、これを農家民宿等で提供・販売したいという要望については、本年6月の特区法改正により、特定農業者が製造する酒類に限定した上で、製造免許要件の特例を設けたところである。 ワイン、しょうちゅうなどについては、既に各地域で製造されており、製造委託も容易であること等から、特例の対象とされていないものである。 ワイン等については、現行法上、特に制約はない。	提案主体の意見では、「少量の製造委託はコスト的に困難、集約すると原料が混ざり自家ワインにはならない、濁酒が認められ、なぜワインが認められないのか」とあるが、この点を踏まえ再度検討し、回答されたい。	D-1	-	特区内の農家が生産した、又は特区内で生産された農産物を用いて製造した酒類を農家民宿等で提供することについては、当該酒類の製造を既存の酒類製造業者に委託することすれば、現行法上、特に制約はない。 しかし、濁酒については、既存の製造業者が少なく、製造委託が困難であると考えられたこと等から、本年6月の特区法改正により、特定農業者が製造する酒類に限定した上で、製造免許要件の特例を設けたところである。 一方、ワインやしょうちゅう等については、既に各地域で製造されており、製造委託が容易であること等から、特例の対象とされていないものである。 なお、ワインの製造委託に関しては、日本ワイナリー協会において、受託可能な製造者の紹介を行う体制を整えているので、積極的にご相談されたい。	2190020	北海道(1000)	農村再生特区	農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例

2.管理コード	3.規制の特例事項名	4.措置の分類	5.措置の内容	6.措置の概要(対応策)	9.その他	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区区分からの再検討要請	12.「措置の分類」の見直し	13.「措置の内容」の見直し	14.各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区区分からの再々検討要請	16.「措置の分類」の見直し	17.「措置の内容」の見直し	18.各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
070111	酒税についての納税申告の簡素化	C	-	酒税は、消費者からの預り金的性格を有していることから、毎月、申告・納税を行っていただくこととしていくところである。 また、酒税は申告納税制度を採用しており、適正な申告納税を行っていただくとともに、申告内容の事後的確認に資するため、原料の使用実績や製造・出荷の実績などの必要最小限の事項について記帳義務等を課しているところである。 したがって、酒類製造者は、製造規模の大小や本業か副業かを問わず、酒税の納税義務者として、酒税の申告・納税や記帳義務等を適正に履行していただくことが必要である。		貴省の回答では、「必要最小限の事項について記帳義務等を課している」とあるが、提案の主旨も踏まえ、簡素化可能のものについて、検討し回答されたい。	C	-	酒税は、消費者からの預り金的性格を有していることから、毎月、申告・納税を行っていただくこととしていくところであり、酒類製造者は、製造規模の大小や本業か副業かを問わず、酒税の納税義務者として、酒税の申告・納税や記帳義務等を適正に履行していただくことが必要である。					2199012	大分県(44000)、安心院町(44522)、安心院町グリーンツーリズム推進協議会(50200)、安心院町グリーンツーリズム研究会(50110)	ハウスワイン(自家製果実酒)特区	税申告・記帳申告義務を簡素化すること。
070112	酒税についての記帳義務の簡素化	C	-	酒税は、消費者からの預り金的性格を有していることから、毎月、申告・納税を行っていただくこととしていくところである。 また、酒税は申告納税制度を採用しており、適正な申告納税を行っていただくとともに、申告内容の事後的確認に資するため、原料の使用実績や製造・出荷の実績などの必要最小限の事項について記帳義務等を課しているところである。 したがって、酒類製造者は、製造規模の大小や本業か副業かを問わず、酒税の納税義務者として、酒税の申告・納税や記帳義務等を適正に履行していただくことが必要である。		貴省の回答では、「必要最小限の事項について記帳義務等を課している」とあるが、提案の主旨も踏まえ、簡素化可能のものについて、検討し回答されたい。	D-1	-	酒税は申告納税制度を採用しており、適正な申告納税を行っていただくとともに、申告内容の事後的確認に資するため、原料の使用実績や製造・出荷の実績などの必要最小限の事項について記帳義務等を課しているところであり、酒類製造者は、酒税の納税義務者として、記帳義務を適正に履行していただくことが必要である。 なお、法令解釈通達において、製造場の構造、設備又は製造操作の特殊性等から、主に製造過程に關し記帳ができない事項(例えば、仕込み前後の容器の液面までの深さなど)については、その記帳を省略することができることとされており、これを踏まえ製造者の実状に即して対応することとしている。				2199012	大分県(44000)、安心院町(44522)、安心院町グリーンツーリズム推進協議会(50200)、安心院町グリーンツーリズム研究会(50110)	ハウスワイン(自家製果実酒)特区	税申告・記帳申告義務を簡素化すること。	
070113	酒税についての申告義務の簡素化	C	-	酒税は、消費者からの預り金的性格を有していることから、毎月、申告・納税を行っていただくこととしていくところである。 また、酒税は申告納税制度を採用しており、適正な申告納税を行っていただくとともに、申告内容の事後的確認に資するため、原料の使用実績や製造・出荷の実績などの必要最小限の事項について記帳義務等を課しているところである。 したがって、酒類製造者は、製造規模の大小や本業か副業かを問わず、酒税の納税義務者として、酒税の申告・納税や記帳義務等を適正に履行していただくことが必要である。		貴省の回答では、「必要最小限の事項について記帳義務等を課している」とあるが、提案の主旨も踏まえ、簡素化可能のものについて、検討し回答されたい。	D-1	-	本年3月の酒税法改正において、酒税の検査や申告義務等の見直しを行い、酒類の製成・移出数量等の申告書の提出回数(酒税法第47条)を毎月から年1回(4月から3月分を4月末日まで)に変更するなど、酒税の適正かつ公平な課税に支障をきたさない範囲で、酒類製造者の事務負担の軽減を図ったところである(本年4月1日施行)。				2199012	大分県(44000)、安心院町(44522)、安心院町グリーンツーリズム推進協議会(50200)、安心院町グリーンツーリズム研究会(50110)	ハウスワイン(自家製果実酒)特区	税申告・記帳申告義務を簡素化すること。	
070121	保税蔵置場、保税工場、総合保税地域に外国貨物を置く場合の期間要件の緩和	C	-	蔵入承認手続は、保税地域に長期に蔵置されることとなる外国貨物について、国民の安全等を確保するために定められた各種法令による輸入規制(例えば、動物検疫、医薬品、火薬類、高圧ガス等に係る輸入規制)に関して必要な許可・承認等を取っているか、課税の対象となる物件は何か等につき審査・検査し、貨物の実態を早期に確認することにより、外国貨物の適正な管理を確保するための不可欠な手続である。 このような目的を有する手続は、本来できる限り早期に行うことが望ましいが、申請者の負担軽減をも勘案し、既に3か月の猶予を与えているものであり、その期間をこれ以上長期化することは、国民の安全等の確保の観点から適当でない。 このような目的を有する手続は、本来できる限り早期に行うことが望ましいが、申請者の負担軽減をも勘案し、既に3か月の猶予を与えているものであり、その期間をこれ以上長期化することは、国民の安全等の確保の観点から適当でないことをご理解願いたい。		提案は、「保税蔵置場内での3ヶ月を超える蔵置の際に必要な手続について、輸入貨物の多様な取扱いを前提とした制度」を要望しているものであり、この点を踏まえ、検討し回答されたい。	D-1	-	(保税蔵置場における外国貨物の取扱形態の多様化) 保税蔵置場においては、外国貨物の蔵置期間にかかわらず、蔵置のほか、内容の点検、改装、仕分け、その他の手入れを行うことも可能である。このように、保税蔵置場は、外国貨物のままストックしておく、需要に応じて選別、流通加工、配達などを行うことが可能であり、輸入貨物の取扱形態の多様化に対応したものである。従って、蔵入承認手続は、保税蔵置場における輸入貨物の取扱形態の多様化を何ら阻害するものではない。 (長期蔵置されることとなる外国貨物についての蔵入承認手続) 蔵入承認手続については、既に回答したとおり、保税地域に長期に蔵置されることとなる外国貨物について、国民の安全等を確保するために定められた各種法令による輸入規制(例えば、動物検疫、医薬品、火薬類、高圧ガス等に係る輸入規制)に関して必要な許可・承認等を取っているか、課税の対象となる物件は何か等につき審査・検査し、貨物の実態を早期に確認することにより、外国貨物の適正な管理を確保するための不可欠な手続である。 このような目的を有する手続は、本来できる限り早期に行うことが望ましいが、申請者の負担軽減をも勘案し、既に3か月の猶予を与えているものであり、その期間をこれ以上長期化することは、国民の安全等の確保の観点から適当でないことをご理解願いたい。				1014111	横浜市(14100)	国際物流特区	指定保税地域内での外国貨物蔵置期間の延長等	

2管理コード	3規制の特例事項名	4措置の分類	7措置の内容	8措置の概要(対応策)	9その他	11各府県からの回答に対する構造改革特区区からの再検討要請	12「措置の分類」の見直し	13「措置の内容」の見直し	14各府県からの再検討要請に対する回答	15各府県からの回答に対する構造改革特区区からの再検討要請	16「措置の分類」の見直し	17「措置の内容」の見直し	18各府県からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
070122	保税蔵置場、保税工場、総合保税地域に外国貨物を置く場合の期間要件の緩和	E	-	保税工場又は総合保税地域においては、外国貨物を3か月を超えて蔵置しようとする場合又は当該期間内であっても外国貨物を加工・製造に使用しようとする場合には、上記と同様に国民の安全等を確保し、外国貨物の適正な管理を確保するため、移入承認手続を行うこととされている。 従って、仮に当該期間を例えば6か月に延長したとしても、外国貨物を加工・製造に使用しようとする場合には、いずれにしても移入承認手続を行う必要がある。										2208020	大田区(13111)	OTA国際産業・知的財産推進特区	保税蔵置場、保税工場、総合保税地域に外国貨物を置く場合の期間要件の緩和
070130	輸出貨物の事後届出制の導入	C	-	1. 武器、有害廃棄物、盗難自動車等の不正輸出の取締りに際しては、貨物が保税地域に搬入された段階で、必要に応じ書類審査又は現品検査を行うことが不可欠であることから、通関時審査・検査権限を完全に放棄し、事後届出を認めることは適当ではない。 2. また、不正輸出の取締りを行うための通関時の審査、検査は、全国的に統一して運営し、国民全体の利益(武器等を不正輸出させないこと等)を確保する性格の公共サービスであることから、特定の地域でのみ通関時の検査を省略することは、当該地域に不正な貨物が集中し、全国的な取締りに支障をきたすおそれがあり、適当ではない。 3. なお、包括事前審査制度により同一種類の貨物を継続して輸出する場合には、あらかじめ審査することにより輸出通関の迅速化を図ることができることとなっている。 4. さらに、平成15年度中にコンテナヤード(保税地域)搬入前であっても予備的に輸出申告を認め、税関の書類審査を事前に受けることができる輸出予備審査制度を導入することとしている。		提案では、「欧州では通関ライセンスによって、事後申請や自主管理が認められており、また、米圏においては事後届出制となっている」とあり、輸出工程の効率化の観点から、日本においても同様な制度が導入できないか検討し、回答されたい。	C	-						1002041	名古屋港管理組合(23000,23100 愛知県及び名古屋市を設立母体とする一部事務組合)	名古屋港産業ハブ特区計画	輸出貨物への事後報告制の導入、事前検査による通関時検査の省略(特定の輸出者に対する輸出手続きの届出制の導入)
070130	輸出貨物の事後届出制の導入	C	-	1. 武器、有害廃棄物、盗難自動車等の不正輸出の取締りに際しては、貨物が保税地域に搬入された段階で、必要に応じ書類審査又は現品検査を行うことが不可欠であることから、通関時審査・検査権限を完全に放棄し、事後届出を認めることは適当ではない。 2. また、不正輸出の取締りを行うための通関時の審査、検査は、全国的に統一して運営し、国民全体の利益(武器等を不正輸出させないこと等)を確保する性格の公共サービスであることから、特定の地域でのみ通関時の検査を省略することは、当該地域に不正な貨物が集中し、全国的な取締りに支障をきたすおそれがあり、適当ではない。 3. なお、包括事前審査制度により同一種類の貨物を継続して輸出する場合には、あらかじめ審査することにより輸出通関の迅速化を図ることができることとなっている。 4. さらに、平成15年度中にコンテナヤード(保税地域)搬入前であっても予備的に輸出申告を認め、税関の書類審査を事前に受けることができる輸出予備審査制度を導入することとしている。		提案では、「欧州では通関ライセンスによって、事後申請や自主管理が認められており、また、米圏においては事後届出制となっている」とあり、輸出工程の効率化の観点から、日本においても同様な制度が導入できないか検討し、回答されたい。	C	-						5073070	(社)日本自動車工業会		輸出申告の事後届出制化
070130	輸出貨物の事後届出制の導入	C	-	1. 武器、有害廃棄物、盗難自動車等の不正輸出の取締りに際しては、貨物が保税地域に搬入された段階で、必要に応じ書類審査又は現品検査を行うことが不可欠であることから、通関時審査・検査権限を完全に放棄し、事後届出を認めることは適当ではない。 2. また、不正輸出の取締りを行うための通関時の審査、検査は、全国的に統一して運営し、国民全体の利益(武器等を不正輸出させないこと等)を確保する性格の公共サービスであることから、特定の地域でのみ通関時の検査を省略することは、当該地域に不正な貨物が集中し、全国的な取締りに支障をきたすおそれがあり、適当ではない。 3. なお、包括事前審査制度により同一種類の貨物を継続して輸出する場合には、あらかじめ審査することにより輸出通関の迅速化を図ることができることとなっている。 4. さらに、平成15年度中にコンテナヤード(保税地域)搬入前であっても予備的に輸出申告を認め、税関の書類審査を事前に受けることができる輸出予備審査制度を導入することとしている。		提案では、「欧州では通関ライセンスによって、事後申請や自主管理が認められており、また、米圏においては事後届出制となっている」とあり、輸出工程の効率化の観点から、日本においても同様な制度が導入できないか検討し、回答されたい。	C	-						5073170	(社)日本自動車工業会		一般貨物の「輸出届出制」の検討

2.管理コード	3.規制の特例事項名	4.措置の分類	5.措置の内容	6.措置の概要(対応策)	9.その他	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区室からの再検討要請	12.「措置の分類」の見直し	13.「措置の内容」の見直し	14.各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区室からの再検討要請	16.「措置の分類」の見直し	17.「措置の内容」の見直し	18.各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
070140	事前検査による通関時検査の省略	D-1	-	輸出申告及び通関時検査は必ずしも港頭地区の保税地域で行う必要はなく、メーカーの倉庫又は海貨業者の倉庫等について、保税蔵置場の許可を受け当該保税蔵置場に蔵置のうえ輸出申告を行うことにより、メーカーの倉庫又は海貨業者の倉庫等で通関時検査を受けることが可能となる。						提案主体は「輸出申告前の事前検査を要していることから、15年度中に導入予定の輸出予備審査制度において予備的輸出申告後に必要な場合は検査を行い、正式な輸出申告後は検査を省略することはできないか検討し回答されたい。」	D-1	-	平成15年度中に輸出貨物が保税地域搬入前であっても予備的に輸出申告を認め、税関の書類審査を事前に受けることができる予備審査制度を導入することとしている。 同制度においては、あらかじめ審査区分を通知することとしており、検査が必要な貨物は保税蔵置場の許可を受けたメーカー又は海貨業者の倉庫や港頭地区にある税関の検査場で通関時検査を受けることが可能である。 ただし、保税地域でない場所で輸出予定貨物を事前に検査したとしても、その後、当該貨物が保税地域に搬入されるまでの間に貨物のすり替え等が行われる危険性があるため、通関時に必要に応じて検査を行う必要がある。	1002042	名古屋港管理組合 (23000.23100 愛知県及び名古屋市を設立母体とする一部事務組合)	名古屋港産業ハブ特区計画	輸出貨物への事後報告制の導入、事前検査による通関時検査の省略(特定の輸出者に対する輸出手続きの届出制の導入)
070140	事前検査による通関時検査の省略	D-1	-	輸出申告及び通関時検査は必ずしも港頭地区の保税地域で行う必要はなく、メーカーの倉庫又は海貨業者の倉庫等について、保税蔵置場の許可を受け当該保税蔵置場に蔵置のうえ輸出申告を行うことにより、メーカーの倉庫又は海貨業者の倉庫等で通関時検査を受けることが可能となる。						提案主体は「輸出申告前の事前検査を要していることから、15年度中に導入予定の輸出予備審査制度において予備的輸出申告後に必要な場合は検査を行い、正式な輸出申告後は検査を省略することはできないか検討し回答されたい。」	D-1	-	平成15年度中に輸出貨物が保税地域搬入前であっても予備的に輸出申告を認め、税関の書類審査を事前に受けることができる予備審査制度を導入することとしている。 同制度においては、あらかじめ審査区分を通知することとしており、検査が必要な貨物は保税蔵置場の許可を受けたメーカー又は海貨業者の倉庫や港頭地区にある税関の検査場で通関時検査を受けることが可能である。 ただし、保税地域でない場所で輸出予定貨物を事前に検査したとしても、その後、当該貨物が保税地域に搬入されるまでの間に貨物のすり替え等が行われる危険性があるため、通関時に必要に応じて検査を行う必要がある。	5073160	(社)日本自動車工業会		輸出検査の「簡素化」制度の創設
070150	指定保税地域内での外国貨物の蔵置期間の延長	D-1	-	外国貨物の長期蔵置を行うことができる保税地域としては保税蔵置場があり、指定保税地域に指定されている場所であっても、保税蔵置場の許可を受けて長期蔵置を行うことが可能である。 更に、長期蔵置のほか、加工・製造及び展示も含めて、外国貨物についての総合的な機能を有する保税地域として総合保税地域という制度も設けている。 従って、外国貨物について行おうとする行為・目的に応じて、これらの保税地域を選択し有効活用することが可能であり、指定保税地域の上においても長期蔵置は可能である。										1014112	横浜市(14100)	国際物流特区	指定保税地域内での外国貨物蔵置期間の延長等
070160	指定保税地域内における税関長の許可対象行為の見直し	D-1	-	外国貨物の加工・製造を行うことができる保税地域としては保税工場があり、指定保税地域に指定されている場所であっても、保税工場の許可を受けて加工・製造を行うことが可能である。 更に、加工・製造のほか、長期蔵置及び展示も含めて、外国貨物についての総合的な機能を有する保税地域として総合保税地域という制度も設けている。 従って、外国貨物について行おうとする行為・目的に応じて、これらの保税地域を選択し有効活用することが可能であり、指定保税地域の上においても加工・製造は可能である。										1014100	横浜市(14100)	国際物流特区	指定保税地域内における税関長の許可対象行為の見直し
070170	免税コンテナの使用制限及び再輸出期間の撤廃又は緩和(免税コンテナの利用回数制限の緩和)	D-1	-	複数の場所で輸出貨物をコンテナに詰める(バンニングする)ために、免税コンテナを当該複数の場所を経由して船積港まで運送することは、免税コンテナを国際運送の用に供しているものであり、現行制度で可能である。 (なお、コンテナは関税無税であるので、免税コンテナを複数回の国内運送に使用することを認めても税の減免措置にはならないとの指摘については、コンテナは関税無税であっても、消費税の課税対象であることから、税の減免措置に該当することになる。)										1002030	名古屋港管理組合 (23000.23100 愛知県及び名古屋市を設立母体とする一部事務組合)	名古屋港産業ハブ特区計画	免税コンテナの使用制限及び再輸出期間の撤廃又は緩和(免税コンテナの利用回数制限の緩和)

2管理コード	3規制の特例事項名	4措置の分類	7措置の内容	8措置の概要(対応策)	9その他	11各省庁からの回答に対する構造改革特区室からの再検討要請	12「措置の分類」の見直し	13「措置の内容」の見直し	14各省庁からの再検討要請に対する回答	15各省庁からの回答に対する構造改革特区室からの再検討要請	16「措置の分類」の見直し	17「措置の内容」の見直し	18各省庁からの再検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
070180	外国・外資系企業からの税制に関する文書照会への回答制度の整備	B	IV	① 文書回答については、対日投資会議専門部会報告別表(平成15年3月)において、一層適切な運用に向け見直しを行うこととされていることを受け、現在その検討作業中であり、平成15年度中に、全国を対象とする措置を予定している。② そもそも文書回答は、申告納税制度の下で納税者サービスの一環として、照会・回答内容を公表することにより、広く納税者の予測可能性を高めることを目的とし、その便益は広く内外に及ぶものであり、特定の地域における施策を行うとの特区に違背に及ばない。③ 照会に対する審査に要する期間は、その照会内容や事実関係の補足のための資料の照会者からの提出状況等により左右されるため、一律の回答期限を設けることは困難である。			B	IV	① 文書回答については、対日投資会議専門部会報告別表(平成15年3月)において、一層適切な運用に向け見直しを行うこととされていることを受け、現在その検討作業中であり、平成15年度中に、全国を対象とする措置を予定している。具体的には、文書回答を行う対象となる事前照会の範囲に関して、特定の納税者の個別の事情に係るものについて見直しとともに、手続の濫用防止等のための措置を講ずること等を検討する。② そもそも文書回答は、申告納税制度の下で納税者サービスの一環として、照会・回答内容を公表することにより、広く納税者の予測可能性を高めることを目的とし、その便益は広く内外に及ぶものであり、特定の地域における施策を行うとの特区の趣旨に及ばない。③ 照会に対する審査に要する期間は、その照会内容や事実関係の補足のための資料の照会者からの提出状況等により左右されるため、一律の回答期限を設けることは困難である。	貴省の回答では、「全国を対象とする措置を予定」としているが、措置の内容を具体的に示されたい。	B	IV	照会に対する審査に要する期間は、その照会内容や事実関係の補足のための資料の、照会者からの提出状況等により左右されるため、一律の回答期限を設けることは適切ではない。具体的には、①税法の解釈・適用の判断に際しては、単に照会の対象となった個別の取引のみならず、それに関連するすべての取引等の事実関係・法律関係等、その取引の背景となった事実の全容を把握するための詳細な確認作業が必要であり、照会者に対して何度も資料の提出等をお願いすることが多くなる傾向が強い。実務でも、照会者側の準備不足や事実関係等が未確定である等の理由で、完全な資料等が提出されるまでに数か月単位の時間を要するケースも少なからず存在する。更に、資料が十分であるかどうかについて、当局と照会者との間で認識が異なるケースも見られる。②税法の適用・解釈については、過去から蓄積された膨大な数の先例や裁判例があり、それらとの整合性のチェック作業が必要である。また、照会される事業の中には、正当な事業の目的や実施を有さず、専ら租税回避の手段として利用されるケースや、国際間の複雑な取引を複数組み合わせた一連の取引の一部のみをあえて照会してくるケースなど、我が国の課税の適正や公平の確保の観点から、慎重な判断を行わなければならないものも少なからず存在する。③アメリカの内閣蔵入が行っている同趣旨の制度においても、申請がされてから当局との協議を行うまでの期間等については定めはあるが、回答期限については設定されていない。④いずれにせよ、事前照会に対する文書回答手続は、平成13年度に導入されたものであり、上述したような観点から、回答に長期間を要する例も見られることから、今後、制度の定着が進む中で、長期間を要する理由を分析した上で、中長期的に検討していきたい。	1010030	神戸市(28100)	国際みなと経済特区	外国・外資系企業からの税制に関する文書照会への回答制度の整備
070190	関税法上の不開港に関する規制の緩和	C	-	外国貿易船については、覚せい剤、大麻をはじめとする不正薬物や銃砲等の社会悪物品の密輸等を取締る必要があることから、税関職員が常駐する等監視・取締体制が整備された開港に入港することを原則としている。一方、こうした取締体制が整備されていない不開港に入港しようとする外国貿易船については、原則として、一旦開港に入港させることにより、監視・取締りを実施しているところである。このため、外国貿易船の不開港への直接入港は、税関が監視・取締り上支障がないと認める場合等に限定する必要があるが、提案のように、不開港への直接入港を一般的に認めることは、水際取締りの実効性を著しく低下させるおそれがあるため認められない。			C	-	提案主体の意見では、「福井港においても取締体制も問題はなく、外船舶の入港情報についても事前提供可能なため、密輸の可能性の低い特定のバルク貨物について福井港に直接入港できるようにし、問題のありそうな場合、船に対し開港への立ち寄り条件付ければ対応可能」とある。この点を踏まえ検討し、開港と不開港の取締体制の違いも説明のうえ回答されたい。		C	-	開港局・税関としては、開港に職員を集中し、船長に対する入港尋問及び臨船による船内検査等を可能とするための取締体制を整備し、外国貿易船の入港をこのような体制の整備された開港に集中させることを原則とすることにより、限られた人員の下で、外国貿易船の取締りの実効性の確保を図っている。一方、不開港にはそのような取締体制が整備されていないので、水際取締りの実効性を確保する観点から、一旦、取締体制の整備された開港に入港させた上で船舶の状況を把握し、不開港入港の許可を与えることとしている。仮に、外国貿易船の入港先が開港にも拡大されることとなると、これまでの開港における集中的な監視取締りは困難となるため、開港局・税関としては、取締体制が整備されていない港である不開港に、外国貿易船の直入港を認めることはできない。また、提案主体からのご意見については、① 開港を経由することなく福井港に直接入港させるためには福井港の監視取締りを専ら担当する職員を新たに配置する必要があること② 船舶に積載される貨物の形態に関する情報をもとめて、船舶に係る密輸の可能性を判断することは不可能であること③ 取締り上支障がある場合のみ、航行中の船舶を敦賀港等の開港へ回航させることについては、税関が回航の指示を行った段階で、結果的に、税関による検査が行われることを乗組員に予告することとなり、社会悪物品等の隠匿、証拠隠滅等の機会を乗組員に与えることとなることから、税関の取締り上重大な支障を来すこととなること等から、本提案については受け入れることはできない。	2103010	福井県(18000)	福井港湾物流特区	関税法上の不開港に関する規制の緩和
070200	輸入海上コンテナをコンテナ船の荷おろしから即時SICへの搬入ができるようにすること。	D-1	-	保税運送手続については、事前申請を行うことが可能である。また、運送の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認められるときは、最長1年間にわたる保税運送を一括して承認することが可能であり、この場合には、個々の保税運送について、その都度申請して承認を受ける必要はない。なお、保税運送されるコンテナ貨物の数量の確認については、税関は、通常、到着地において貨物がコンテナから取り出される際(デバンニングの際)に必要な応じて立会確認を行っている。										2116020	株式会社ライムライトコーポレーション(50020)	佐野内陸コンテナターミナル特区	輸入海上コンテナをコンテナ船の荷おろしから即時SICへの搬入ができるようにすること。
070210	通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料の見直し	D-2	-	構造改革特区の臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業では、臨時開庁の承認の回数が1年を通じて相当数あることが見込まれるものとして政令で定める場合など一定の場合において、臨時開庁手数料を2分の1に軽減している。臨時開庁の承認の回数が1年を通じて相当数あることが見込まれるものとして政令で定める場合には、臨時開庁承認の回数から過去1年間65回以上の実績がある場合のほか、特区認定申請の翌年以後5年間にわたる各年のいずれかの年において365回以上あることが見込まれる場合が含まれている。										2164010	茨城県(8000)、栃木県(9000)、群馬県(10000)	国際物流特区	通関業務の時間外手数料の見直し
070220	保税区域指定手続きの簡素化	D-1	-	保税展示場の許可を受けた区域(屋外を含む)を増加、減少又は移転させようとする場合には、変更場所などの所要の事項を記載した簡易な届出書を税関に提出すれば行えることとなり、既に手続は簡素化されている。また、当該手続は、本年6月より、インターネット接続されている「税関手続申請システム(CuPES)」を用いて、電子的に行うことも可能とした。										2166040	横浜市(14100)	文化芸術創造交流特区	保税区域指定手続きの簡素化



2.管理コード	3.規制の特例事項名	4.措置の分類	5.措置の内容	6.措置の概要(対応策)	9.その他	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区区分からの再検討要請	12.「措置の分類」の見直し	13.「措置の内容」の見直し	14.各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区区分からの再々検討要請	16.「措置の分類」の見直し	17.「措置の内容」の見直し	18.各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
070230	クリアランス船の簡易入出港手続きを限定とした、特別港域の設置	F	-	とん税及び特別とん税を徴収することを目的として関税法上の特例措置を定めるものであり、税財政措置の優遇を求めるものに該当。			F	-	関税法上の開港の港域は、港湾行政の統一を確保する観点から、原則として、港則法上の港域とされているところ。御指摘のように、港湾における船舶の航行の安全性についての問題であるとするれば、立法目的の異なる関税法において特例措置を設けることは困難であり、まずもって、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする港則法において検討すべきである。				2152010	石垣市(47207)	クリアランス特区	クリアランス船の簡易入出港手続きを限定とした、特別港域の設置	
070240	国立大学の施設のNPO立学校等への無償貸与	C	-	NPO立学校に限らず、庁舎等を恒常的に使用することとなる学校の運営等については、国立大学の施設の本来の用途、目的を妨げないものとは言えず、使用許可の対象とすることは困難と考える。		貴省の回答では、「国立学校の施設の本来の用途、目的を妨げないもの」とあるが、本来の目的を妨げない使用もあるのではないか、検討し回答されたい。	C	-	行政財産の使用許可を行う場合には、行政財産の用途目的を妨げないことが条件となっています。恒常的使用においてこの条件に合致するためには、 ① 使用許可を行う施設等が行政財産と一体のものとして機能し、当該行政財産の効用を向上させるものであること、 ② 使用規模が小規模にとどまり、かつ、行政財産の用途廃止等を行う場合にその妨げとならないこと のいずれが必要ですが、本件提案にある小中学校運営のための国立大学施設の使用許可は、事業計画の内容も踏まえれば、①又は②に照らし、困難と言わざるを得ません。			2017080	横浜にシュタイナー学園をつくる会(50110)	NPO立学校及び特区私立学校特区	国立大学の施設のNPO立学校等への無償貸与		
070250	学校を設立・経営するNPO法人に対し国有財産譲与貸付要件緩和	D-1	-	財政法第9条において、国の財産は、適正な対価なくしてこれを譲渡又は貸し付けてはならないとされており、適正な対価のもと、国有財産法等の規定に則って貸し付けることは可能である。		提案にある者及びその目的に対し、適正な価格で譲与貸与することは可能と解してよいか。	D-1	-	適正な対価で譲渡又は貸与することは可能です。	提案主体の意見では、無償貸付・減額貸付・譲渡を要望している。一方、国有財産特別措置法では、学校は私立学校法第3条に規定する学校法人で私学助成を受けられる学校に限り減額貸付等が認められている。NPO立学校にも既存の学校と同等に減額貸付等の措置が取れないか検討し回答されたい。			2201010	NPOバイリンガルろう教育センター龍の子学園(特定非営利活動法人バイリンガル・バイカルチュラルろう教育センター)	バイリンガルろう教育特区	学校を設立・経営するNPO法人に対し国有財産譲与貸付要件緩和	
070260	留保地の利用計画策定期間の猶予及び暫定利用の期間等の特例	D-1	-	留保地については、関係地方公共団体が自ら取得して活用する区域と民間による活用を推進する区域を画定して頂ければ、当該地方公共団体が自ら取得して活用する区域については暫定的利用が可能となっています。その際、当該地域の事情により、ある程度の不確定要素を含んでいても、管理委託や有償貸付等の暫定的利用により柔軟な対応が行えるようになっています。						提案主体の意見では、「施設が利用計画の策定を阻害している」とある。現時点では用途が大幅に限定された計画とならざるを得ないが、施設が移設された時点で計画変更し用途を拡大することは可能か検討し、回答されたい。			2098010	府中市(13206)	府中基地跡地暫定利用特区	留保地の利用計画策定期間の猶予及び暫定利用の期間等の特例	

2管理コード	3規制の特例事項名	4措置の分類	7措置の内容	8措置の概要(対応策)	9その他	11各府県からの回答に対する構造改革特区区分からの再検討要請	12「措置」の分類	13「措置」の内容の見直し	14各府県からの再検討要請に対する回答	15各府県からの回答に対する構造改革特区区分からの再検討要請	16「措置」の分類の見直し	17「措置」の内容の見直し	18各府県からの再検討要請に対する回答	規制特例指定案管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
070270	大型店におけるたばこ特定小売販売業許可要件緩和特区	B	IV	・特定小売販売業の許可は、大規模な小売店等閉鎖性・滞留性のある施設において、たばこを購入する者が当該施設内で消費することを前提として認められているものである。 ・したがって、禁煙にシフトしたばこ販売するという矛盾しており、「店舗内に喫煙設備を設けること」の条件を撤廃することの提案を受け入れることはできません。ただし、既存の者については、禁煙としても営業出来ることとする。審議会の結論を踏まえ全国的な措置をとります。 ・大型店(売場面積の合計が400㎡以上の店舗)の特定小売販売業の許可にあり「喫煙設備を設置することについては、当該施設内の喫煙設備が分煙設備であっても許可の条件を満たしている問題ありません。		貴省の回答において、「審議会の結論を踏まえ全国的な措置をとる」とあるが、具体的な内容と実施時期を回答されたい。	B	IV		・喫煙を巡る昨今の動きを踏まえ、既存の特定小売販売業者について、当分の間、店舗内に喫煙設備を設けず全面禁煙として販売することの是非を検討課題として、財政制度等審議会たばこ事業等分科会に諮ることとして、平成15年度中に結論を得る予定です。			2058010	長野県(20000)	大型店におけるたばこ特定小売販売業許可要件緩和特区	大型店におけるたばこ特定小売販売業許可要件緩和特区	
070280	起債の繰上償還猶予	D-1	-	地方公共団体が財政融資資金地方資金の貸付けを受けて取得した財産について処分を行った場合は、繰上償還が原則です。(財政融資資金普通地方長期資金等借付証書特約条項第4条) ただし、以下の場合には、繰上償還を猶予することができることとなります。(財政融資資金地方資金管理事務処理細則第57条) ①取得財産等の処分行為が法律の規定に基づくものであるとき。 ②取得財産等について補助金等の交付を受けている場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定により関係各府県の長の承認を受けているものであるとき。 ③その他やむを得ない理由によるもので取得財産等の処分行為が当初の貸付目的に照らして著しく妥当性を欠くものでない認められるものであるとき。 なお、上記①～③に該当するか否かについては、地方公共団体から財政融資資金地方資金管理事務処理細則第56条に基づく申請を受けてから個別に判断されることとなります。		提案は、実現可能と考えてよいか。	D-1	-		財産処分について、当初の貸付目的に照らしての妥当性や形態を鑑みることなく一律に繰上償還の猶予を認めることは困難ですが、目的に沿って施設を貸付等する場合は、現行の規定により対応可能であることから、施設所の民営化は可能です。			2219010	横川村(24424)	過疎地域国民健康保険診療所の民営化特区	過疎地域における国民健康保険診療所の民営化の場合の補助金措置の特例	
070290	土業派遣特区	C	-	1 労働者派遣事業者が税理士の労働者派遣事業を行うことを認めると、実質的に労働者派遣事業者が派遣税理士を通じて派遣先の税理士業務を取り扱うこととなり、税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行うことを禁止した税理士法第52条に抵触することとなる。特に、これを認めると、労働者派遣事業者が実質的に税理士法人と同様の機能を果たしうることになるが、このことは、社員が税理士のみに限っている税理士法人制度を潜脱し、同制度の意義を没却することとなる。 2 このような税理士法第52条の規制について、特区という特定の地域内に限定してその規制対象・範囲を変更することは、①現代にあっては、高度通信機器等を利用して遠隔地の当事者にも税務サービスを提供することが可能であること、②税理士が取扱う要請者は特定の地域に限らず、全国を対象とするものであることから、場所的な限定は意味をもたないから相当ではない。 3 したがって、この問題は特定の地域内のみを対象に検討すべき事項ではなく、全国的に資格法制全体の在り方を視野に入れて検討すべきものである。税理士法第52条が「税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行うことを禁止しているのは、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、税務に関する専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた税理士が税理士業務を独占することが、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図るために必要とされたからである。このような同条の趣旨は現在なお合理性・妥当性を有するものであり、同条の規制対象・範囲を変更することは相当ではない。		貴省の回答では、「労働者派遣事業者が実質的に税理士法人と同様の機能を果たしうることになるが、このことは、社員が税理士のみに限っている税理士法人制度を潜脱し、同制度の意義を没却することとなる。このことは、社員を税理士のみに限っている税理士法人制度を潜脱し、同制度の意義を没却する恐れがある。」とあるが、労働者派遣事業者によって派遣される税理士の派遣先が税理士法人である場合、サービスの受益者の立場からすれば、社員を税理士のみに限っている税理士法人となら変わることでなく、問題ないのではないか。この点を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C	-	再検討要請において問われている税理士法人への税理士の派遣については、以下のとおりである。 ・労働者派遣事業者と派遣税理士との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が税理士業務に及ばないことが担保されているのであれば、税理士法人又は開業税理士に税理士を派遣することは可能。	・法人制度が導入されたことから、当該資格者について「資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがないこと)から、労働者派遣の対象とならないものである」とする「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の規定については、廃止すべきではないか、検討の上、厚生労働省と調整されたい。 ・貴省の回答では、「第52条に抵触する」としているが、どのような場合でも抵触するのかわからない。抵触しない場合もあるのでは、抵触しない場合について明確にできないか。 ・貴省の回答では、派遣元が資格者を通じて派遣先事業者の業務を行うこととなり、業務独占規定に抵触するとのことであるが、派遣元と派遣資格者との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が資格者の対象とならない業務に及ばないことが担保されるのであれば可能としていることから、労働者派遣契約で明確にすれば資格者の派遣は可能ではないか。契約は不十分であれば、外国法事務弁護士法第49条に依って法的に担保することが考えられないか。特に、派遣先でインハウスの業務を行う場合、派遣先が税理士法人の場合の両方について検討されたい。	C	「労働者派遣事業関係業務取扱規定」において、「資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とならないものとする」と規定しているのは、資格を有しない労働者派遣業者が、税理士との間の雇用契約に基づく指揮命令を通じて、実質的に派遣先の税理士業務を取り扱うおそれがあるなど、税理士法第52条に抵触する事態を生じることから、これを禁じているものである。このような同規定の趣旨にかなうと、社員を税理士に限定している税理士法人制度(税理士法第48条の4第1項)の導入は、同規定に抵触しないし矛盾しないことから、同規定を廃止する必要はない。税理士及び税理士法人(以下「税理士法人等」という。)は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る(税理士法第1条)という公共的使命を有している。また、税理士法第2条において、税理士法人等は「他人の求めに応じ、税務代理、税務書類の作成、税務相談を行うことを業として」している。この場合の「他人の求めに応じ」とは、税理士等の使命にかなうが、直接の依頼者である納税者を示すものと解すべきである。派遣元が税理士を派遣する場合、依頼者である納税者から直接依頼を受けるのは派遣元であり、依頼者である納税者からどのような内容の依頼を受けるかは、派遣元が判断し、契約することになること、税理士と派遣元との間に雇用関係があり、税理士は雇用される立場にあること、また、派遣に当たって、派遣税理士が複数登録されている場合、どの税理士を派遣するかといった派遣元の判断が入る余地があること等にかんがみれば、派遣元が「他人の求めに応じ、税理士業務を行っていることに等しく、実質的に税理士法人と同様の機能を果たすことになると考えられる。また、この場合には、税理士業務に係る使用人としての責任は派遣元が負うことになると考えられるが、指導・監督の観点からいえば、派遣元については税理士法人等の監督官庁である国税庁や日本税理士会連合会及び税理士会の指導・監督権限が及ばないこととなり、税理士業務の適正な運営の確保の観点からも、サービス受益者の立場からみても大きな問題であると考えられる。したがって、派遣元が税理士を派遣する以上は、基本的に、法第52条に抵触するものと考えられる。ただし、派遣先が税理士法人等の場合には、「他人の求めに応じ、依頼者である納税者と税理士業」とになり、派遣元との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が派遣税理士に及ばないことが担保される場合には、派遣することは可能ではないかと考える。なお、「派遣元との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が派遣税理士に及ばないことについての担保」については、厚生労働省と協議していきたい。	2236020	株式会社東京リーガルマインド(50020)	土業派遣特区	労働者派遣についての定義に関し、土業者についての例外を設ける	
070290	土業派遣特区	C	-	1 労働者派遣事業者が税理士の労働者派遣事業を行うことを認めると、実質的に労働者派遣事業者が派遣税理士を通じて派遣先の税理士業務を取り扱うこととなり、税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行うことを禁止した税理士法第52条に抵触することとなる。特に、これを認めると、労働者派遣事業者が実質的に税理士法人と同様の機能を果たしうることになるが、このことは、社員が税理士のみに限っている税理士法人制度を潜脱し、同制度の意義を没却することとなる。 2 このような税理士法第52条の規制について、特区という特定の地域内に限定してその規制対象・範囲を変更することは、①現代にあっては、高度通信機器等を利用して遠隔地の当事者にも税務サービスを提供することが可能であること、②税理士が取扱う要請者は特定の地域に限らず、全国を対象とするものであることから、場所的な限定は意味をもたないから相当ではない。 3 したがって、この問題は特定の地域内のみを対象に検討すべき事項ではなく、全国的に資格法制全体の在り方を視野に入れて検討すべきものである。税理士法第52条が「税理士又は税理士法人以外の者が税理士業務を行うことを禁止しているのは、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、税務に関する専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた税理士が税理士業務を独占することが、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図るために必要とされたからである。このような同条の趣旨は現在なお合理性・妥当性を有するものであり、同条の規制対象・範囲を変更することは相当ではない。		貴省の回答では、「労働者派遣事業者が実質的に税理士法人と同様の機能を果たしうることになるが、このことは、社員を税理士のみに限っている税理士法人制度を潜脱し、同制度の意義を没却することとなる。このことは、社員を税理士のみに限っている税理士法人制度を潜脱し、同制度の意義を没却する恐れがある。」とあるが、労働者派遣事業者によって派遣される税理士の派遣先が税理士法人である場合、サービスの受益者の立場からすれば、社員を税理士のみに限っている税理士法人となら変わることでなく、問題ないのではないか。この点を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C	-	再検討要請において問われている税理士法人への税理士の派遣については、以下のとおりである。 ・労働者派遣事業者と派遣税理士との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が税理士業務に及ばないことが担保されているのであれば、税理士法人又は開業税理士に税理士を派遣することは可能。	・法人制度が導入されたことから、当該資格者について「資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがないこと)から、労働者派遣の対象とならないものである」とする「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の規定については、廃止すべきではないか、検討の上、厚生労働省と調整されたい。 ・貴省の回答では、「第52条に抵触する」としているが、どのような場合でも抵触するのかわからない。抵触しない場合もあるのでは、抵触しない場合について明確にできないか。 ・貴省の回答では、派遣元が資格者を通じて派遣先事業者の業務を行うこととなり、業務独占規定に抵触するとのことであるが、派遣元と派遣資格者との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が資格者の対象とならない業務に及ばないことが担保されるのであれば可能としていることから、労働者派遣契約で明確にすれば資格者の派遣は可能ではないか。契約は不十分であれば、外国法事務弁護士法第49条に依って法的に担保することが考えられないか。特に、派遣先でインハウスの業務を行う場合、派遣先が税理士法人の場合の両方について検討されたい。	C	「労働者派遣事業関係業務取扱規定」において、「資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とならないものとする」と規定しているのは、資格を有しない労働者派遣業者が、税理士との間の雇用契約に基づく指揮命令を通じて、実質的に派遣先の税理士業務を取り扱うおそれがあるなど、税理士法第52条に抵触する事態を生じることから、これを禁じているものである。このような同規定の趣旨にかなうと、社員を税理士に限定している税理士法人制度(税理士法第48条の4第1項)の導入は、同規定に抵触しないし矛盾しないことから、同規定を廃止する必要はない。税理士及び税理士法人(以下「税理士法人等」という。)は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る(税理士法第1条)という公共的使命を有している。また、税理士法第2条において、税理士法人等は「他人の求めに応じ、税務代理、税務書類の作成、税務相談を行うことを業として」している。この場合の「他人の求めに応じ」とは、税理士等の使命にかなうが、直接の依頼者である納税者を示すものと解すべきである。派遣元が税理士を派遣する場合、依頼者である納税者から直接依頼を受けるのは派遣元であり、依頼者である納税者からどのような内容の依頼を受けるかは、派遣元が判断し、契約することになること、税理士と派遣元との間に雇用関係があり、税理士は雇用される立場にあること、また、派遣に当たって、派遣税理士が複数登録されている場合、どの税理士を派遣するかといった派遣元の判断が入る余地があること等にかんがみれば、派遣元が「他人の求めに応じ、税理士業務を行っていることに等しく、実質的に税理士法人と同様の機能を果たすことになると考えられる。また、この場合には、税理士業務に係る使用人としての責任は派遣元が負うことになると考えられるが、指導・監督の観点からいえば、派遣元については税理士法人等の監督官庁である国税庁や日本税理士会連合会及び税理士会の指導・監督権限が及ばないこととなり、税理士業務の適正な運営の確保の観点からも、サービス受益者の立場からみても大きな問題であると考えられる。したがって、派遣元が税理士を派遣する以上は、基本的に、法第52条に抵触するものと考えられる。ただし、派遣先が税理士法人等の場合には、「他人の求めに応じ、依頼者である納税者と税理士業」とになり、派遣元との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が派遣税理士に及ばないことが担保される場合には、派遣することは可能ではないかと考える。なお、「派遣元との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が派遣税理士に及ばないことについての担保」については、厚生労働省と協議していきたい。	2236030	株式会社東京リーガルマインド(50020)	土業派遣特区	労働者派遣事業に関する制限規定の削除	